



剰余金処分案の表記は？

Question

事業協同組合である当組合は、今年度に2期目の決算を迎えます。当期純利益と前期繰越利益が共に計上されていますが、定款に規定した利益準備金と特別積立金、教育情報費用繰越金の積み立ては前回の通常総会で行っていませんでした。今回から正しい剰余金処分案を作成したいと思いますが、どのように表記すれば良いのでしょうか？

Answer

まず、剰余金処分案は中小企業等協同組合法施行規則第107条（以下、「規則」）により、次に掲げる項目に区分して表記する必要があります。

- ① 当期未処分剰余金又は当期未処理損失金
- ② 組合積立金取崩額
- ③ 剰余金処分額
- ④ 次期繰越剰余金

この規則に沿い、うち、①～③の各項目をご説明致します。

①については、次に掲げる項目に区分します。

- 一 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 二 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金

②については、当該積立金の名称を付した項目への細分が必要です。定款で「特別積立金」を積み立てることとしていて、それ以外の積立金を任意で積み立てているのであれば、特別積立金とそれ以外の積立金の取崩額をそれぞれ記載します。この点は後述の③剰余金処分額における②組合積立金の積み立てでも同様です。

③については、次に掲げる項目に区分します。定款に規定する準備金や積立金、繰越金の積み立てや配当による支出をこの項目で表記することになります。

- 一 利益準備金
- 二 組合積立金

- 三 教育情報費用繰越金
- 四 出資配当金
- 五 利用分量配当金

また、ご質問にあります、利益準備金と特別積立金、教育情報費用繰越金は、定款に沿って当期純利益から積み立てます。特に、利益準備金は中小企業等協同組合法（以下、中協法）第58条1～3項並びに中小企業団体の組織に関する法律（以下、団体法）第5条の23第3項及び第47条第2項（出資商工組合・出資商工組合連合会のみ）で積み立てが規定されています。事業協同組合及び協同組合連合会においては教育情報費用繰越金の積み立てが中協法第58条第4項で規定されていますので、要件を満たす限り、積み立てが必要です。

剰余金処分案は、今期の決算を踏まえて、翌期の総会で決議するものです。決議された際は、組合積立金等の積み立て若しくは取崩しを行い、その内容を翌期の純資産に反映させることとなります。よって、剰余金処分案を当該年度の決算に反映させることはありません。

剰余金処分案及び損失処理案は組合を所管する行政庁への提出書類の添付が法律（中協法第105条の2及び規則第187条、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項及び第71条、同法施行規則第90条）で義務付けられています。決算関係書類提出書の作成と提出にあたり、作成漏れや添付漏れがないよう、ご注意ください。